

平成26年度

宅地建物 取引主任者 資格試験

● 試験日

平成26年 **10月19日(日)**
午後1時～3時 (登録講習修了者は午後1時10分～3時)

● 申込受付期間

インターネット受付 ●
平成26年 **7月1日(火)～7月15日(火)**
(午前9時30分から) (午後9時59分まで)

郵送受付 ●

平成26年 **7月1日(火)～7月31日(木)**
(当日消印有効)

● 郵送申込書配布期間

平成26年 **7月1日(火)～7月31日(木)**

受験手数料 **7,000円**

合格発表 **平成26年12月3日(水)**

お問合せ先 **Tel. 048-822-7926/048-830-7414**

公益社団法人 埼玉県弘済会

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 県職員会館4F

<http://www.kousai-k.or.jp>

● 主な申込書配布場所

県内57書店／くまざわ書店15店舗・いけだ書店4店舗・
須原屋8店舗・リプロ5店舗・紀伊國屋書店4店舗・未来屋書店4店舗・
Wonder G003店舗・旭屋書店3店舗・文教堂書店2店舗・
宮脇書店2店舗・三省堂書店大宮店・ブックファーストルミネ川越店・
オリオン書房所沢店・明文堂書店イオンレイクタウン越谷店・
ブックエースアリオ深谷店・ジュンク堂書店大宮高島屋店・奥沢書店北本店

県機関21カ所／県土整備事務所8カ所・建築安全センター3カ所・
県税事務所3カ所・県立図書館2カ所・その他県機関5カ所
全国官報販売協同組合直営店霞が関政府刊行物センター
(東京都千代田区霞が関1-4-1日土地ビル1F)

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会17カ所

(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部15カ所

(公社) 埼玉県弘済会

試験地 **埼玉県**

※埼玉県で受験できる方は、
埼玉県内に住所を有する方に限ります。
指定試験機関
(一財) 不動産適正取引推進機構

はじめる?
宅建!



インターネット申込みできます

<http://www.retio.or.jp>

不動産適正取引推進機構

検索

※機種によっては読み取れない場合があります。

● 宅地建物取引主任者とは

- ◆ 多くの人にとって、マンションや一戸建など不動産の購入は、一生に一度の大きな買い物であり、とても重要な事柄です。その大切な不動産の取引について、消費者の保護の立場から、物件に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引主任者です。
- ◆ このように宅地建物取引主任者は、不動産取引の専門家として重要な役割を担っており、宅地建物取引業者（一般的にいう不動産業者のことです。）の従業員5人につき1人以上の割合で設置が求められるなど、不動産業界で活躍するためには必須の国家資格となっています。
- ◆ また、宅地建物取引主任者の資格*は、金融機関をはじめとする多くの企業においても高く評価されています。そして、拡大する不動産投資市場においても、基礎となるスキルを身につける上で不可欠な資格となっています。

*宅地建物取引主任者資格登録者→ 全国で約92万人(H25年3月末現在)

● 宅地建物取引主任者資格試験 (宅建試験)とは

- ◆ 宅地建物取引主任者資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引主任者に必要な知識を問う試験で、その内容は宅地建物取引業法のみならず、不動産取引に密接に関連する民法等の法令など多岐にわたり、最もチャレンジしやすい資格試験としても知られています。
- ◆ 宅地建物取引主任者資格試験は、一度合格すると一生有効です。ただし、宅地建物取引主任者として実際の仕事に従事する場合には、都道府県知事への登録・主任者証の交付を受けることが必要となります。

◆ 試験の概要

- 受験資格 年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験できます。
- 実施時期 年1回(10月第3日曜日)
- 試験地 原則として、居住している都道府県内の試験場
- 試験内容
 1. 宅地建物取引業法などの宅地建物取引業者を規律する法令
 2. 民法、借地借家法などの不動産取引の基本となる法令
 3. 都市計画法、建築基準法などの土地・建物を制限する法令
 4. 所得税法、地方税法などの土地・建物に対する税を規定する法令
 5. 地価公示法、不動産の鑑定評価などの宅地・建物の価格の評定に関する法令や知識
 6. 不当景品類・不当表示防止法などの不動産の需給に関する法令や実務の知識
 7. 土地・建物に関する知識

